

新潟県村上市、学校法人東京理科大学、東京理科大学インベストメント・マネジメント株式会社
及び東京理科大学イノベーション・キャピタル株式会社との連携に関する協定書

新潟県村上市（以下「甲」という。）、学校法人東京理科大学（以下「乙」という。）、東京理科大学インベストメント・マネジメント株式会社（以下「丙」という。）及び東京理科大学イノベーション・キャピタル株式会社（以下「丁」という。）は、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が、相互に協力し、地方創生及び SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））の実現に向けた連携を行うことを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、主として次に掲げる事項について連携する。

（1）主として甲及び乙が連携する事項

- ア 産学公の教育連携に関すること
- イ 共同研究に関すること
- ウ 大学における地域・社会貢献活動に関すること

（2）主として甲、丙及び丁が連携する事項

- ア 村上市 2050 カーボンニュートラル宣言に寄与するプロジェクトの企画・立案に関すること
- イ 再生可能エネルギー資源を活用したベンチャーエコシステム構築に関すること
- ウ 新規事業の創出、ベンチャー育成及び投資に関すること
- エ 地域産業の振興及び支援に関すること

（3）甲、乙、丙及び丁が連携する事項

- ア その他本協定の目的を達成するために産学公が横断的に連携する必要があること

（連携の実施）

第3条 前条の事項の具体的な実施内容並びに当事者の権利及び義務については、甲、乙、丙及び丁、又は関係する当事者間で個別に協議の上、決定する。

（機密情報および個人情報の取扱い）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本協定の締結及び遂行に際して知り得た他の当事者の業務上の秘密について、本協定の実施に必要な範囲内でのみ使用するものとし、第三者に漏えいしてはならない。

2 本協定の実施に当たり他の当事者に対して個人情報を提供する場合、個人情報を受領した当事者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関連法令に基づき善良なる管理者の注意義務をもって当該個人情報を取り扱うものとする。

（その他）

第5条 本協定に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、四者間で協議の上、解決する。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の 3 か月前までに、甲、乙、丙及び丁の四者が合意したときは、有効期間が満了する日の翌日から 4 年間更新することができるものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書 4 通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名の上、各自 1 通を保有する。

2022 年 3 月 28 日

新潟県村上市三之町 1 番 1 号
村 上 市
市 長 高 橋 邦 芳

東京都新宿区神楽坂 1 丁目 3 番地
学校法人東京理科大学
理 事 長 浜 本 隆 之

東京都新宿区神楽坂 1 丁目 3 番地
東京理科大学インベストメント・マネジメント株式会社
代表取締役社長 片 寄 裕 市

東京都新宿区神楽坂 1 丁目 3 番地
東京理科大学イノベーション・キャピタル株式会社
代表取締役 高 田 久 徳